

○職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年大分県人事委員会規則第五号）

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八号第一項第十一号の規定による職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「職員」とは、法第二条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十一年大分県条例第四十四号）第一条の技能労務職員を除く。）をいう（離職した者を含む）。

（人事委員会に対する苦情相談）

第三条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

- 一 離職に関する苦情相談
- 二 法第二十二号の四第一項の規定に基づく採用に関する苦情相談

（職員相談員）

第四条 人事委員会は、前条の苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を指名する。

（事案の処理）

第五条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 当該事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年大分県人事委員会規則第七号）第三条の規定による受理がされたとき、不利益処分についての審査請求に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号）第五条第一項の規定による受理がされたとき、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第五十一条の規定による審査請求がされたとき又は同法第四十七条の福祉事業の決定についての地方公務員災害補償基金大分支部長に対する不服の申出がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第六条 職員相談員は、申出人、任命権者及びその他関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により職員相談員から事情聴取等を求められた職員が請求したとき

は、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

（記録の作成等）

第七条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第八条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職名及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第九条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（人事委員会及び任命権者の協力）

第十条 人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

第十一条 この規則に定めるもののほか、職員の苦情相談の処理に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附則

（平成二〇年人委規則第一五号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則

（平成二八年人委規則第九号）

（施行期日）

この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

附則

（令和五年人委規則第二二号）

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和十七年三月三十一日までの間における改正後の第三条の規定の適用については、同条第二号中「第二十二号の四第一項」とあるのは、「第二十二号の四第一項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第五項、第六項、第八項若しくは第九項」とする。